# 入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２７年９月１１日

国立研究開発法人水産総合研究センター

瀬戸内海区水産研究所長　小谷　祐一

◎調達機関番号　５４０　◎所在地番号　３４

1　調達内容

（1）　品目分類番号　２４

（2）　購入等件名及び数量　栄養塩分析装置　一式

（3）　調達案件の仕様等　仕様書による。

（4）　納入期限　平成２８年３月３１日

（5）　納入場所　国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所

（6）　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

（1）　国立研究開発法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

（2）　平成25・26・27年度国立研究開発法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機械類」で、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」いずれかの等級に格付けされている者であること。

（3）　国立研究開発法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされてい

る者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札書の提出場所等

（1）　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒739-0452　広島県廿日市市丸石２－17－5　国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所業務推進部業務管理課用度係　石井　瑞希　電話0829-55-3629　FAX0829-54-1216

（2）　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①　直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

②　宅配便着払いによる交付

任意書式に「栄養塩分析装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者

名、住所、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてＦＡＸ送信すること。

③　メールによる交付

任意書式に「栄養塩分析装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてＦＡＸ送信すること。

(3)　入札説明会の日時及び方法　仕様書等に関し質疑がある場合には、平成27年10月13日までに上記3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(4)　入札書の受領期限　平成27年11月9日17時（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

(5)　開札の日時及び場所　平成27年11月12日

14時　広島県廿日市市丸石２－17－５　国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所　会議室

4　その他

（1）　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

（2）　入札保証金及び契約保証金　免除。

（3）　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（4）　契約書作成の要否　要。

（5）　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（6）　手続きにおける交渉の有無　無。

（７）　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（８）　詳細は入札説明書による。

５　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

６　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について　詳細は入札説明書による。

７　Ｓｕｍｍａｒｙ

（１）　Ｏｆｆｉｃｉａｌ ｉｎ ｃｈａｒｇｅ ｏｆ ｄｉｓｂｕｒｓｅｍｅｎｔ ｏｆ ｔｈｅ ｐｒｏｃｕｒｉｎｇ ｅｎｔｉｔｙ：Ｙｕｉｃｈｉ Ｋｏｔａｎｉ，Ｄｉｒｅｃｔｏｒ Ｇｅｎｅｒａｌ，Ｎａｔｉｏｎａｌ Ｒｅｓｅａｒｃｈ Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ ｏｆ Ｆｉｓｈｅｒｉｅｓ ａｎｄ Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ ｏｆ Ｉｎｌａｎｄ Ｓｅａ，Ｆｉｓｈｅｒｉｅｓ Ｒｅｓｅａｒｃｈ Ａｇｅｎｃｙ

（２）　Ｃｌａｓｓｉｆｉｃａｔｉｏｎ ｏｆ ｔｈｅ ｐｒｏｄｕｃｔｓ ｔｏ ｂｅ ｐｒｏｃｕｒｅｄ：２４

（３）　Ｎａｔｕｒｅ ａｎｄ ｑｕａｎｔｉｔｙ ｏｆ ｔｈｅ ｐｒｏｄｕｃｔｓ ｔｏ ｂｅ

purchased: Nutrient auto analyzer 1Set

(4) Delivery period: 31 March 2016

(5) Delivery place: National Research Institute of Fisheries and Environment of Inland Sea, Fisheries Research Agency

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

② have Grade A, B, C or D "Sales" in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

(7) Time limit for tender: 17:00, 9 November 2015

(8) Contact point for the notice: Mizuki Ishii, Management Section, Project Management Division, National Research Institute of Fisheries and Environment of Inland Sea, Fisheries Research Agency
2-17-5, Maruishi, Hatsukaichi city, Hiroshima, 739-0452 Japan. TEL 0829-55-3629

# 栄養塩分析装置

# 調　達　仕　様　書

国立研究開発法人水産総合研究センター

瀬戸内海区水産研究所

# 第１章　総則

１．目的及び用途

この仕様書は，国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所が調達する，栄養塩分析装置（以下，「本装置」という。）について規定する。

本装置は，海域における生物生産の基本となる栄養塩の自動分析を可能とし，栄養塩低下に伴うノリの色落ち，アサリ生産高の減少，赤潮発生機構等の解明や施肥等の低栄養塩対策の技術開発を促進することを目的とする。

２．調達数量

一式

３．納入場所

広島県廿日市市丸石２－１７－５

国立研究開発法人水産総合研究センター　瀬戸内海区水産研究所

４．検査

本装置は，国立研究開発法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の検査職員による検査に合格しなければならない。

５．その他

（１）本装置の搬入設置，据付調整及び操作説明等に必要な経費は，受注者側で負担すること。

（２）受注者は，平成２８年３月３１日までに納入を完了すること。

（３）受注者は，本装置の据付調整時に操作に従事する職員に対し十分な操作説明を行うこと。

（４）受注者は，本装置構成機器について和文で示した取扱説明書を納入時に２部提出すること。

（５）操作説明時には本装置の稼働テストを行うこと。テストに必要な海水サンプル及び試薬等は発注者が用意する。

（６）導入後１年間は無償で保守及び故障修理を行い，性能不良等修理調整が必要になった場合は，迅速に対応すること。

（７）据付調整，作動試験，検査において仕様書と異なる事項または受注者の責任によ

る不具合などが発生した時は修理または代品を納入すること。

（８）消耗品や破損しやすいガラス等の部品を日本に在庫として保有し，納入後 10 年間はメンテナンス等の対応が可能であること。

# 第２章　　構　成

## １．本装置の概要

本装置は，分析計，オートサンプラー，分解加熱槽(オートクレーブ)とデータ処理装置の 4 部より構成される。

栄養塩低下に伴うノリの色落ち，アサリ生産高の減少，赤潮発生機構等の解明や，施肥等の低栄養塩対策の技術開発を促進するために使用する。

## ２．本装置の構成及び数量

1. 分析計　１式

- 1-1. 共通事項
- 1-2. 試料・試薬吸引用ポンプ部
- 1-3. 各測定項目用分析カートリッジ部
- 1-4. 検出部他

2. オートサンプラー　１式

3. 分解加熱槽(オートクレーブ)　１式

4. データ処理装置　１式

# 第３章　本装置の仕様

## 1. 分析計

分析計は，試料・試薬吸引用ポンプ部，各測定項目用分析カートリッジ部，検出部他で構成される。

### 1-1.　共通事項

1-1-1. 18℃～ 32℃の室温で使用できること。

1-1-2. 単相 100 V（3P）の電源を使用し，最高電力消費時でも全体として 30 A を上回らないこと。

### 1-2. 試料・試薬吸引用ポンプ部

1-2-1. 試料・試薬の吸引用ペリスタポンプが装備されていること。

1-2-2. 次項に記載する測定項目数に合わせた試薬吸引等ラインを有すること。

### 1-3. 各測定項目用分析カートリッジ部

1-3-1. 計 7 項目（全窒素，全リン，硝酸塩，亜硝酸塩，アンモニウム塩，リン酸塩，珪酸塩）の測定を行うことができ，各項目測定カートリッジは 5 式以上が装備されていること。硝酸塩，亜硝酸塩，アンモニウム塩，リン酸塩，珪酸塩については 5 項目同時分析が可能であること。

1-3-2. 栄養塩類測定方法は海洋観測指針に準拠していること。

1-3-3. 液が流れるコイル材質は液が吸着し難いガラス製（内径 1mm 以上）であること。

1-3-4. Cu-Cd カラムは間壁に Cu-Cd をコーティングした 5 回転以上のコイルとなっていること。

1-3-5. 気泡分節型連続流れ法を用いていること。

### 1-4. 検出部他

1-4-1. 測定レンジは海水中の硝酸塩，亜硝酸塩，アンモニウム塩，リン酸塩，珪酸塩でそれぞれ 0～100μM，0～50μM，0～200μM，0～80μM，0～100μM を検出できること。

1-4-2. 分析処理速度は全窒素・全リンが 20 試料/時以上，その他の 5 項目は 60 試料/時以上で測定できること。

1-4-3. 比色計の光路は 25mm 以上であること。

2. オートサンプラー

2-1. サンプル架数は 80 本以上であること。

2-2. 連続測定としては 100 試料以上まで対応可能であること。

3. 分解加熱槽(オートクレーブ)

3-1. 全窒素・全リンの分解法はペルオキソ二硫酸カリウムを用いた加熱加圧（120℃, 0.14Mpa の条件で約 30 分の分解時間）方式であること。

3-2. 全窒素と全リンの分解ラインは分かれていること。

3-3. 加圧環境の設定には，外付けのコンプレッサーなどの加圧空気を供給するような装置を用いること。

3-4. 海水サンプル 50 検体以上の連続測定でデータの欠損や装置のトラブル等が無いこと。

4. データ処理装置

4-1. パーソナルコンピュータの OS は Windows 7 または同等品以上であること。

4-2. 本装置の制御及びデータ解析用のソフトウェアをインストールしていること。本ソフトウェアには気泡測定分ノイズ削除及びペリスタポンプ圧盤の自動解放機能が組み込まれていること。

4-2. 2 GB 以上の内部メモリーと，250 GB 以上の容量のハードディスクを有すること。

4-3. データ解析結果をレポートとしてプリンタで出力及び USB メモリーなどの外部メモリーに出力可能なこと。